

平成28年度 東通村ふるさと納税の実績

*ふるさと納税

自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）した場合、寄附額のうち2,000円を越える金額について所得税の還付および住民税の控除という形で還元される制度（上限あり）。近年は寄附のお礼に地場産品を贈る自治体が増えている。

平成28年度 ふるさと納税寄附金の主な使途（単位：万円）

使 途	寄附金
教育の充実に関する事業	444
医療及び福祉の充実に関する事業	328
自然公園及び地域景観の保全並びに寒立馬の保護に関する事業	233
地域産業の振興に関する事業	554
文化財及び伝統芸能の保全に関する事業	76
指定なし	368
計	2,003

平成28年度ふるさと納税による申込件数は1,423件、寄附金額は約4,006万円でした。平成27年度の申込件数が1,291件、寄附金額が約4,570万円だったことから、件数は微増、金額は微減となっています。

平成28年度ふるさと納税による申込件数は1,423件、寄附金額は約4,006万円でした。平成27年度の申込件数が1,291件、寄附金額が約4,570万円だったことから、件数は微増、金額は微減となっています。

ふるさと納税を通じて全国から「東通村を応援したい!」という温かい気持ちが数多く寄せられました。村は地場産品を返礼品として贈り、寄附者の方に感謝の気持ちを表すとともに、寄附金を村の事業に充て、有効に活用してまいります。

東通村の廃校舎等を利活用する事業者の募集(再募集)

村内の廃校舎等を有効活用することにより、新たな雇用を創出し、地域や村の活性化に結び付けることを目的に、廃校舎等を利活用する事業者を募集します。

◆公募する廃校舎

- ①旧東通村立北部中学校（蒲野沢字外畑97-7）
- ②旧東通村立老部児童館（白糠字前田44-185）

◆公募期間

平成29年11月1日（水）～ 隨時受付

◆応募資格

法人、任意団体、個人問わず（ただし暴力団等は除く）

◆公募要項の公表

公募要項は、東通村経営企画課及び東通村ホームページで公表しております。

◆廃校舎等の見学及び竣工図縦覧

見学または縦覧を希望する日の1週間前までに電話等でご連絡ください。

◆貸付料 無料

◆貸付条件

- ・原則3年以上5年以内（更新可）
- ・地域産業の振興や社会福祉の向上、地元雇用の創出、地域社会の貢献、地域の活性化等に資するもの
- ・廃校舎等は現状有姿で貸付け
- ・各種整備に要する経費は事業者負担 など